

友達、スポット等を検索

 Shogo Watanabe ホーム 4

松崎 いたるさんが近況アップデートを投稿しました。

2016年12月13日

私が会派離脱にいたる経緯にかんすることなので、たいへんな長文になりますが、ことし2月に党都委員会に送った手紙の内容を紹介します（一部人名などを匿名にしました）。この手紙への返答は未だにいただいていません。

日本共産党東京都委員会 指導部 御中

2016年2月10日

板橋区議会議員 松崎いたる

私は2014年2月以来、板橋区ホタル生態環境館で発覚した不正事件を追及してきました。そして、同年11月には不正の首謀者である元板橋区職員が、私から名誉棄損を受けたとして、私を被告に提訴しています。

この提訴が、不正追及から逃れるための口封じを目的とした不当な訴訟であることは、裁判官も認識しているところです。

私は提訴された直後に党に相談し、援助を求めてきましたが、1年以上経過した今日まで何の支援もなく、それどころか「裁判は個人の問題」などと、党としての組織的責任をすべて私に負わせる不当な対応がとられてきました。これは「口封じの不当な裁判」と公式に認定した2015年6月の地区党会議での党決定に反する重大な党紀違反です。

しかも、板橋地区委員会委員長が2016年1月20日、私の地元地域支部の支部会議において、「松崎は、大きな声をあげて党の指示を聞こうとしない」などと、私個人の人格を非難する発言を行いました。

私は連絡もなし、私が不在の会議において、私が不利になるような個人攻撃を、地区委員長がおこなうことは、私の信用を貶め、支部の党員と党議員である私との信頼を傷つけ回結を破壊する言動でしかなく、いかなる口実があろうと看過できません。

私が抗議すると地区委員長は、松崎に粗暴な振る舞いがあることは事実であり、ホタル館問題をめぐる4つの方針のひとつとして、党の決定に位置づけられているという趣旨の説明を行いました。

この「4つの方針」（あるいは4つの柱ともいうらしい）なるものについては、私は非公式の場で口頭により、その存在を知らされています。しかし、私が「自分自身で冷静に検討してみたいので、文書を見せてほしい」と要請しても、「まだ非公式のものだから」という理由で文書化されたものを読むこともできません。

まだ非公式のものであるはずなのに、関係当事者である私に意見も求めずに「党の決定だから」と、支部会議で地区委員長が発言するなど、あまりに不正常かつ恣意的な党運営であるといわざるをえません。

「4つの方針」の一つに「松崎の粗暴な振る舞い」が掲げられること自体、極めて不公正なことです。私はこの件について口頭説明を受けた際にもその後も、「粗暴な振る舞いなんてことを掲げることはやめてほしい」とお願いしてきましたが、「まわりの人から出ている意見だから、掲げざるをえない。しかし、『粗暴な振る舞い』の問題は脇に置いて、話し合いを前に進めようという趣旨だ」との説明をうけてきました。ところが、今回の地区委員長の支部会議での発言は、「脇に置く」のではなく、私に「大声をあげる」粗暴な振る舞いがあるなどと、私を公然と非難していることを明らかにしました。

「4つの方針」なるものは、地区委員長をはじめとする党内の一部によって、私への人格攻撃を根拠づけるために使われるだけで、問題の公正な解決を阻んでいるのが客観的な実態です。

2015年11月20日には、「ホタル館問題の対応」として都委員会自治体部、地区委員会二役、区議団LC指導部による会議が開催されていますが、この会議に、ホタル館問題で実際に調査に当たっている私は排除され、出席することも許されませんでした。

この会議の実態は「松崎対策会議」とも言うべきもので、出席者からは私に対する誹謗中傷ともいえる発言があったと聞いています。私が正式な会議の報告を求めて、「報告するような会議ではない」といわれるだけです。

党規約第三条は「党は、党員の自発的な意思によって結ばれた自由な結社であり、民主集中制を組織の原則とする」として、「④党内に派閥・分派はつくらない。⑤意見がちがうことによって、組織的な排除をおこなってはならない」と明記しています。

また同第5条「党員の権利と義務」では「⑩自分にたいして処分の決定がなされる場合には、その会議に出席し、意見をのべることができる」とも明記されています。

非公式な会議であるにせよ、党の指導部が集まって、特定の党員の処遇にもかかわることを、その党員を排除し反論ができない場で、談合するなど、党規約の精神からいっても認められません。

そもそも私の『粗暴な振る舞い』なるものは、ホタル館問題とはまったく関係のないことです。

しかもこれは、ホタル館問題での私の調査結果と、そこから導き出された対応方針案に異論がある立場の者から一方的に言われていることです。これこそ、私の言動を封じ込めるための不当な「レッテル張り」です。

地区委員長は「だって、そういう事実があったじゃないか」と私にいいます。しかしそく聞いてみると、その事実とは、私が提訴された2014年

甲第 (9) 号証

チャット (43)

1月から2月ごろまでの出来事のようです。

そのころ私は地区委員長から「都委員会が、松崎さんのSNS（インターネット）の使い方で意見があるそうだから、来てほしい」と連絡がありました。私は「SNSのことは裁判でも争点になっているから、裁判のことも含めて話し合いたい」と応じると、地区委員長は「裁判のこともホタル問題も何もしないと党は決めた。SNSだけが問題だ。話し合いに応じなければ、立候補を取り消すことになるかもしない」などと言いました。そこで、私は「裁判での主張と、党への話が矛盾するようなことはできない。裁判問題と一緒にすれば話し合いにはならない」と伝えました。

こうしたやりとりが何度も繰り返されるなかで、たしかに激昂することはありました。私もそれでよいと思っていたわけではありません。都委員会勤務員の知り合いに相談し、仲介をお願いしていました。

その結果、区議選後は、S氏を正式な「窓口」として、地区委員長や都委員会と話をするようになっています。

すでに解決済みの問題を蒸し返す、地区委員長の対応は、問題解決の立場に立つではなく、対立を先駆化させるだけです。

2015年1月に、都委員会自治体部と地区委員会副委員長が出席した「緊急議員会議」なるものは、あらかじめ多数を占めたうえで、私一人を非難、攻撃するための会議としか言いようのないものでした。

LC以外の参加者があることは、私には事前に知られず、議題も「SNSについて」だけとしか知られていませんでした。会議が始まると同時に資料が配られましたが、それは私がSNS上に書いたものをプリントアウトしたものでした。他の出席者はその資料を事前に見て、何を発言するか準備しているのは明らかでした。その会議で私は突然弁明を求められるような状況でした。たった一人で、5人から集中して浴びせられる一方的な非難に対抗するために、大きな声をあげたこともあったと思いますが、それは多数の横暴にたいして個人が抵抗をこころみた結果です。それを今なお「粗暴な振る舞い」と決めつけるのは、私に対する二重三重に不当な個人攻撃でしかありません。

もともとホタル館問題は、党内部の複数の人物の利害がからむ問題でした。そうした実態を無視するのでは、公平・公正な判断は望めません。

板橋区で平成元年からホタル飼育事業が始まったとき、当時の日本共産党板橋区議団は「ホタル飼育の実現は党と住民の要求運動の成果」などと礼賛し、以来ずっとホタル事業を無批判に事業存続を要求し続けてきました。

そのなかで少なからぬ党員がボランティアとしてホタル事業にかかわってきました。

いまなお、Tの支部から「ホタル館閉鎖への異議」が表明されていることは、ホタル館で不正があった現実を直視せず、これまでの自分たちの間わりに対して反省がないことを示すものです。

党内の人物と思われる者から、私を非難・中傷するメールが党中央に送信されたり、ネット上の誹謗があったことも重視すべきです。これはホタル館での不正を追及する私を妨害する者が党内にいることを示しています。

私が提訴されたとき、都委員会は私からの援助要請を拒否しました。弁護士との打ち合わせらしきなかったことは不当極まりないことです。都委員会自治体部は法対部の意見を聞き「松崎は裁判に負ける」「松崎は名譽棄損をした」との「見通し」を得たなどといっていますが、これは事実上の断定です。

しかし、法対部が当事者である私の意見を聴取することなしに、こうした事実上の断定したことは、法律家としての良心すら疑わせるものといわざるをえません。

法対部の弁護士が所属するY法律事務所では、放射能除染の新技術発明（オゾン水除染）を否定され損害を受けたと主張する人物を原告とする事件を、主要事件として弁護していますが、この事件は、私が被告となっているナノ銀ニセ除染事件とは相反する構造となっており、ナノ銀で被告である私が勝訴すればオゾン水の原告が負け、オゾン水で原告が勝てば、ナノ銀の被告である私が負ける関係もあります。

こうした利害のからむ問題で、はたして都法対部が公平な判断をなしうる立場にあったのか、大きな疑問です。

ホタル館問題の一番の利害関係者は、板橋区から年1400万円の委託金を受け取りながら、ホタル飼育はせず、ホタル成虫を密かにホタル館に送り込んでいた業者「むし企画」です。この業者は千葉県委員会・成田MSグループ所属の党員であります。

板橋区が公表している事実だけでも、この党員業者が多額の公金を不正に受け取っていたことが疑われます。私がこの疑惑を指摘しても、都委員会、千葉県委員会、党中央自治体局、書記局は、調査すらしようとしませんでした。

この疑惑は党に対して明らかに不利な問題ですが、だからといって、この疑惑を隠ぺいすれば、取り返しのつかない事態になることを直視すべきです。

ホタル館問題での板橋区議団の一致した見解・態度は「ホタル館での疑惑を解明するまでは、ホタル館の存廃にかかわる議論はさせない」というものでした。しかし、これは二面性をもつ態度でした。私は「疑惑解明」に力点を置いていましたが、他の区議のなかには「存廃を論じない」ところに力点を置く者もいました。両者は疑惑が解明されないうちは矛盾のないものでしたが、板橋区がDNA鑑定や宅配伝票などの具体的な証拠によって、ホタル持ち込み＝飼育偽装の疑惑を解明し不正と認定したときから、「存廃を論ぜず、態度をうやむやにしよう」という意図内に議団のなかであからさまに現

れました。この意見の背景にもホタル館の地元支部の意向が影響しているとみるのが自然です。

「ホタル館を存続させたい」という素朴な思いから「不正を隠したい」という悪意まで、党内に様々な思惑があり、矛盾、対立があることを隠しても、なんらの問題に解決にはなりません。

党内意見を一致させ、区政を歪ませている不正を正すには、あれこれの思惑、利害に配慮するのではなく、全党が事実を直視する必要があります。

ホタル館の実態説明を進めてきた私の言動を党指導部が圧力をかけて報じ込めようとするなど、もってのほかです。

地区委員長は、私が「話し合いに応じようとしたかった」などといいますが、とんでもありません。先に述べたように、裁判に関する話し合いに応じようとしたのは、都自治体部であり、地区委員長です。

しかし、それでも仲介者の尽力もあり、その後、地区委員長と面談しており、「話し合いに応じようとしたかった」というのは事実に反します。

もっとも、こうした面談が「話し合い」と呼ぶにふさわしいかどうかは、まったく別です。実態は「話し合い」ではなく、私に対する一方的な通告に等しいものでした。

地区委員長や都自治体部は「ナノ銀除染をインチキといったのがダメ」「詐欺をいったからダメ」「個人攻撃をしている」などと、一方的な意見を私に通告し押し付けてきますが、私の反論にはまったく耳をかさず、「インチキがダメなら、何といえばよかったです？」などという簡単な質問にすら、今なお答えようとしていません。

2015年7月ころの「話し合い」なるものでも、一方的に「松崎さんと共に産党とは意見が違う」と通告されました。地区委員長はその直後の議員団会議でも「松崎さんと共に産党とは意見が違う」と報告していますが、それっきり、意見の違いを理解するような話し合い、意見交流はまったく行われていません。事実上「意見の違い」は私からの要望を拒否し、私を排除するための方便となっています。

私がインターネット上でナノ銀除染なるものを「インチキだ」と繰り返し指摘したことは、社会的に積極的な意義をもつものです。原告の元区職員は「板橋区職員」「理学博士」「ホタルの専門家」等の肩書と信用を使って、インターネット上で「ナノ銀を使えば放射能除染ができる」と宣伝を繰り返していました。そして、それを信じてしまった一般人、政治家、自治体関係者が現れたという事実があります。そうした誤った情報を打消し、騙される人が広がらないように、板橋区の区議会議員という公人たる私がネットを活用することは必要であり、大きな効果も発揮しました。

ネット上のデマ情報を検証し打ち消す情報をネット上で拡散することの重要性は多くの識者が指摘していることです。

私が「詐欺的」と表現したのは、元区職員の不正な契約行為を指すのです。「騙す」行為を一般的に「詐欺」と表現するのは、日常みられることで、刑法上の「詐欺罪」と確定していないから「詐欺的と言ってはダメ」というのは、ためにする議論でしかありません。

私が「個人攻撃をしている」という指摘もまったく当たりません。私が非行を指摘し、批判してきたのは、元区職員の言動であり、元区職員個人の人格ではないからです。言動への批判が「名譽棄損にあたる個人攻撃だ」というのなら、あらゆる論評の自由、表現の自由は成立しなくなります。

こうしたことは、これまで繰り返し私は都委員会、地区委員会に申し上げてきましたが、いっさい回答はありませんでした。裁判所でさえ、表現・論評の自由を守るために慎重に審査している最中だというのに、党が何の証拠もなく、反論に答えることもなく、あたかも自明のことのように私の「名譽棄損行為」を断定することこそ、甚だしい人権侵害です。

しかも、こうした党の態度は、故意かどうかにかかわりなく、客観的には、元区職員の犯した数々の不正を擁護し、その不正を隠ぺいすることに繋がっていることにも、注意をむけるべきです。

裁判はどんなに時間がかかるって、いずれは判決が下されます。その時にはマスコミ報道などを通じて社会から注目されることになるのは避けられません。

裁判に勝って負けても、「党はどんな態度であったのか」が問われることになります。しかしながら、その説明責任を放棄したままで。この状態が続ければ、判決時に大きな信用を失う事態になるでしょう。

こうした危機を生じさせている元凶は、私の意見を聞くことなしに、地区委員会、都委員会の指導部がまちがった判断をし、その判断に固執し、誤りを固定化してしまったことにあります。

今一度、冷静な目で事件を振り返り、誤りを認め、問題の正しい解決に向けて、板橋地区委員会への指導・助言を行うことをつよく求めるものです。

以上

[いいね！](#) [コメントする](#) [シェアする](#)